

令和7年8月19日
宮古テレビ株式会社

令和7年度宮古テレビケーブルテレビネットワーク耐災害性強化事業
入札説明書

この入札説明書は、本件に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。
- (2) 次の一つに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者に該当しない者であること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは製造に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 発注者による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約事故者等の制限に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 弊社において、CATV設備又は伝送路機器の納入、またCATV工事及び光ケーブル接続工事等に関して十分な実績を有し、内容に関し適切かつ確実に完了できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において、特定品目名のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 入札公告等において、研究開発又はアフターサービス（メンテナンス）の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札額内訳書（入札書）を、メールまたは郵便により提出しなければならない。
- (3) 見積書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印された委任状を提出すること。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の、変更又は取消しをすることはできない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書等を提出するときは、事業を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (10) 入札参加者又はその代理人の入札金額における消費税及び地方消費税相当額については、支払いの際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等に記載の工事に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (12) 入札書の提出先及び受領期限は別記2のとおり。

4 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額のない見積書
- (4) 入札金額を訂正したものでその訂正について押印のない又は入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

及び押印のない又は判然としない入札書（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (8) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (9) 受領期限までに到達しなかった入札書

5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としがない場合がある。また、入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。なお、最低の価格で入札をした者を落札者としがない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とする場合がある。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、仕様書又は契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (7) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5営業日以内に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があつたときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (8) 落札者が、指定の期日までに契約を取り交わさないときは、落札を取り消すことがある。
- (9) 契約約款及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

6 契約条項

別途契約書に基づく。

7 入札参加者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、求められた特定役務等に係る技術仕様、適合性の説明並びに必要な設計図及び解説資料について開札日の前日までに、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、事務の手續上知り得た各種情報を、一切外部に漏らしてはならない。

8 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件入札に関して要した費用については、すべて当該者が、負担するものとする。
- (2) 落札しなかった者は、入札終了後すみやかに本件工事又は調達に係る仕様書等を破棄するものとする。
- (3) 本件工事又は調達に関しての照会先は、別記3のとおり。

別記

別記1 競争入札に付する事項

(1) 件名

1. 令和7年度宮古テレビケーブルテレビネットワーク耐災害性強化事業（線路設備）
2. 令和7年度宮古テレビケーブルテレビネットワーク耐災害性強化事業（発電機設備）
3. 令和7年度宮古テレビケーブルテレビネットワーク耐災害性強化事業（無停電電源設備）
4. 令和7年度宮古テレビケーブルテレビネットワーク耐災害性強化事業（ACAS設備）
5. 令和7年度宮古テレビケーブルテレビネットワーク耐災害性強化事業（自動送出装置）

(2) 工事（調達役務）の内容等

入札説明書及び入札仕様書による。

開示及び提供資料

- | | |
|---------------|-------------|
| ア 入札説明書 | ※この資料 |
| イ 入札仕様書 | ※各設備工事毎の仕様書 |
| ウ 積算数量表 | |
| エ 入札額内訳書（入札書） | |

(3) 工期（納入日）

各設備の工事とも共通： 契約の日～令和8年3月31日

ただし、落札後に協議していく過程で、変更する場合がある。

(4) 入札方法

- ・入札参加者は、別記1（1）の5つの工事のうちどれか1つの工事に入札することができる。
2つ以上の工事に入札参加することはできない。
- ・入札金額は、当該工事に係る経費の合計金額を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札額内訳書に記載された入札金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格から、消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札額内訳書に記載すること。

別記2 入札書の提出先等

(1) 入札書の提出先

郵便提出

宮古テレビ株式会社 入札担当者宛

〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968-9

メール提出

ookubo@miyakotv.co.jp 入札担当者宛

(2) 入札書の受領期限

令和7年8月29日 12:00

※ 郵便提出、メール提出とも上記日時までに必着のこと

(3) 開札の日時及び場所、落札者連絡日

日時 令和7年8月29日 13:30

場所 宮古テレビ社屋内会議室

別記3 仕様書等に係る照会先

宮古テレビ株式会社

電話 0980-72-3859 / メール ookubo@miyakotv.co.jp

担当者 専務取締役 小田 和宣、 常務取締役 大窪 将介